

以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

消防用設備等の配管、加圧送水装置、非常電源、貯水槽等（以下「配管等」という。）の耐震措置は次によること。

- 1 加圧送水装置の吸込管側（床上水槽から接続される管又は著しく横引き部分が高い管（3m以上に限る。）、吐出管側及び補助用高架水槽の吐出管側に、可とう性のある継手を用いて接続すること。
- 2 前(1)の可とう性のある継手の長さは、次のア又はイによること。
  - ア 管の呼び径が80mm以下のものは、500mm以上、管の呼び径が80mmを超えるものは、原則として呼び径の10倍以上とすること。
  - イ 第1表の左欄に掲げる呼び径の区分ごとに同表右欄の上段に掲げる最大軸直角変位量に応じ、同表右欄の下段に掲げる数値以上とすること。この場合、最大軸直角変位量は、原則として100mm以上確保させること。  
ただし、呼び径が100mmを超える場合は、最大軸直角変位量は、原則として200mm以上とすること。
- 3 前(1)の可とう性のある継手は、「加圧送水装置の周辺配管に使用する可とう管継手の取扱いについて」（平成5年6月30日消防予第199号）によるもの又は指定認定機関の認定品とすること。
- 4 立上り管は、地震による管軸直角方向の過大な変形を抑制し、かつ、建築物の層間変位に追従するよう支持を行うこと。
- 5 横引き管は、地震による管軸直角方向の過大な変形を抑制するよう支持を行うこと。
- 6 建築物のエキスパンションジョイント部分を通過する配管は、フレキシブル管を用いるなど可とう性を有するものとする。
- 7 スプリンクラー設備のヘッドの巻出し配管部分は、フレキシブル管を用いるなど可とう性を有するものとする。
- 8 スプリンクラー設備、連結送水管及び連結散水設備の送水口は、建築物と地盤との間の変位による配管の損傷を防ぐため、原則としてプレート型のものとし、建築物の壁体等の部分に設けること。

なお、建築物及び周囲の状況等により、これにより難しい場合は、スタンド型（耐震措置を講じたもの）のものとする事ができる。

- 9 その他、配管等は地震等により破壊、移動、転倒を生じないように固定用金具、アンカーボルト等で壁、床、はり等に堅固に固定すること。この場合において、配管等の設計・施工は、「建築設計耐震設計・施工指針」2005年版（日本建築センター発行）によること。

第1表

単位：mm

呼び径 D	最大軸直角変位量							
	50	100	150	200	250	300	350	400
	可とう性のある継手の長さ							
40	500	600	700	800	900	1,000	1,100	1,200
50	600	700	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300
65	600	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400
80	700	800	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500
100	700	900	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600
125	800	1,000	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,800
150	800	1,100	1,300	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900
200	900	1,200	1,400	1,500	1,700	1,800	1,900	2,100
250	1,000	1,400	1,500	1,700	2,000	2,100	2,200	2,300

